

岩手県告示第334号

特定県営建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

特定県営建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示

特定県営建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格等に関する規程（平成8年岩手県告示第428号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(準用規定)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第3条第2項、第6条及び第8条の規定は、<u>広域振興局の副局長若しくは総合支局長若しくは地方振興局長又は広域振興局の総務部長若しくは総合支局地域支援部長若しくは地方振興局企画総務部長</u>が特定県営建設工事に係る条件付一般競争入札を行う場合における特定県営建設工事の請負契約、申請書の提出及び資格審査結果の通知について準用する。</p>	<p>(準用規定)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第3条第2項、第6条及び第8条の規定は、<u>広域振興局の局長（盛岡広域振興局に限る。）若しくは副局長又は経営企画部長（県南広域振興局を除く。）若しくは総務部長若しくは経営企画部地域振興センター所長若しくは総務部総務センター所長</u>が特定県営建設工事に係る条件付一般競争入札を行う場合における特定県営建設工事の請負契約、申請書の提出及び資格審査結果の通知について準用する。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。